

# 平成30年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成30年3月2日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成30年3月2日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
5番議員	伊藤和子	6番議員	小澤哲夫
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	長野了
税務課長	小島行雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	村松達雄
建設課長	中村安宏	上下水道課長	高木純一
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課技監	北島恵介
病院事務局長	高田志郎	会計管理者	山下浩子

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

- 議案第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 2 号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 森町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 森町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 森町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
- 議案第 9 号 森町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 森町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例について
- 議案第 12 号 森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第13号 平成29年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第14号 平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 平成29年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 平成29年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 平成29年度森町病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（森町天方宿泊施設）
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉デイサービスセンター）
- 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について（森町森デイサービスセンター）
- 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（森町園田デイサービスセンター）
- 議案第23号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第24号 平成30年度森町一般会計予算
- 議案第25号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 平成30年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第28号 平成30年度森町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成30年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成30年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第31号 平成30年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第32号 平成30年度森町水道事業会計予算
- 議案第33号 平成30年度森町病院事業会計予算

< 議事の経過 >

議長 | （山本俊康君）出席議員が定足数に達しておりますので、  
| ただいまから平成30年3月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、9番鈴木托治君及び10番西田彰君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの21日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月22日までの21日間に決定しました。

日程第3、「常任委員会所管事務調査委員長報告」を行います。

今回は、第一常任委員会のみ所管事務調査を行いましたので、第一常任委員会より報告をお願いします。

第一常任委員会委員長、吉筋恵治君。

7番議員 ( 吉筋恵治君 ) 第一常任委員会委員長の吉筋恵治です。委員長報告。森町議会が、平成28年度から進めている人口減少対策の調査研究のうち、平成29年7月に実施した20代から50代の勤労者との意見交流会で出された意見に係る第一常任委員会所管の事案について、経過と結果の報告をいたします。

先の9月定例会で報告した以降、11月13日、12月13日、12月14日、2月20日に常任委員会を開催し、12月14日の委員会で決定した磐田市立福田こども園の視察を、1月30日に実施しました。今回は、1月30日に実施した所管事務調査について、ご報告いたします。

近年、共働き世帯や女性のフルタイム勤務が増え、保育のニーズは高まる一方です。意見交流会でも、預かり保育の朝晩の延長や、保育園に余裕がないなどの意見が出され、森町でも幼稚園と保育園の利用率は大きく変化しています。

そうした中で、幼稚園の機能と保育園の機能を併せ持つ、認定こども園について調査研究を進めてみようということになりました。

視察場所、磐田市立福田こども園（幼保連携型認定こども園）。

期日、平成30年1月30日火曜日。

期間、13時30分から16時00分まで。

研修者、（第一常任委員）吉筋恵治、岡野豊、亀澤進、西田彰、鈴木托治、小澤哲夫、（議会事務局）花嶋亘事務局長、高木孝真事務員、計8名であります。

対応者、（磐田市役所幼稚園保育園課）寺田尚人グループ長、（福田こども園）佐口和子園長、樽松副園長。

目的、幼保連携型認定こども園の事業並びに運営についての調査と、森町の緊急課題である人口減少対策への取り組み、子育て世代への支援策について、森町にはない幼保連携型認定こども園を進めている磐田市の状況を調査することと、将来の森町の幼稚園・保育園のあり方を研究するためであります。

最初に、磐田市役所幼稚園保育園課、寺田尚人グループ長から、磐田市の幼稚園、保育園、待機幼児の現状説明をいただき、福田こども園、佐口和子園長から、福田こども園の経営目標、開園の経緯、園の概要等の説明をいただき、質疑を行い、樽松副園長の案内で施設の見学を行いました。

磐田市の幼稚園・保育園の現状は、認定こども園、公立4園、私立2園、計6園。保育園、公立8園、私立14園、計22園。地域型保育園、公立6園。公立幼稚園、14園。私立幼稚園、2園。認定保育園、私立2園。認可外保育園、私立4園。計56園で構成されております。

現状、磐田市の未就学児は約8,700人おり、幼稚園は希望通り入園できるが、保育園では現在107人の隠れ待機が発生しているとのことでありました。

また、0から2歳児の保育希望が多くなっていることから、今後大きな保育園よりも、0・1・2歳児のための小規模保育が必要と

なるとの説明であり、来年度は定員19名までの地域型保育園3園が新設される予定との説明でした。

磐田市立「福田こども園」は、東日本大震災による津波被害に緊急対応するよう、地域の要請により、平成27年4月1日に「福田保育園」「豊浜幼稚園」「ひまわり幼稚園」「福田西南幼稚園」の4園を統合し、現在の国と県の災害想定に基づく状況に対応できるよう、園舎は、海拔2.3メートルの建設地に1メートルの盛土を行い、開園されました。

理念、一人一人の子どもの健やかな育ちを願い、子どもの人権や主体性を尊重した教育・保育に取り組み、保護者や地域に信頼される園をめざす。

目標、共に育ちあう福田こども園を目指す。

定員は、保育園枠150名、幼稚園枠150名、計300名。現在、保育枠98名、幼稚園枠146名、計244名、職員数38名で運営されており、園児受入年齢は、生後6箇月から就学前とする。

受入れ時間、保育園枠7時15分から18時30分、土曜日7時15分から18時00分。幼稚園枠8時30分より14時00分、預かり保育14時00分から16時30分。

登降園の方法、幼稚園枠、個人送迎。3歳児までは各保育室で引渡し。通園バス、4・5歳児は、学年始めから。通園バスは市からの委託により、開園平成27年から6年間は無料とし、その後は検討するとのことでありました。保育園枠、個人送迎。園児の時間による保育状況を把握するため、登降園の入退室時間を子どもが携帯しているカードを読み取り機にかざすことにより、入退園のデータを管理している。子どもは、楽しんで行っているとの説明でありました。

諸経費、保育料は、保護者応能負担とする。

その他。3歳から5歳、主食費500円。3歳児、給食費2,800円。4歳から5歳児、給食費2,700円。保育料は、第2子は半額、第3子は0円とする。全て口座引き落としとする。

認定こども園の設立基準としては、学年0歳児では、子ども3人に対し1人の保育士、1・2歳児では6対1、3歳児は20対1に先生が付き、4歳から5歳児は30対1の要件を満たすことと、教育週数は年間39週を下らないことなどであるとの説明でした。

幼保連携型こども園の利点と欠点。利点としては、保育園と幼稚園の機能を併せ持っており、保護者の就労等の事情が変わった場合においても、書類の手続のみで保育園、幼稚園の行き来ができます。この機能を生かすことにより、幼児から就学前まで同じ環境で育っていくことができる特質は、特に子どもにとり、大変良いことであると思われました。欠点としては、現在、幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省の所管となっているが「幼保連携型認定園」は、内閣府の所管となっており、民間が建設する場合は、国の補助3分の2が受けられるが、自治体建設の場合は、全て自治体の負担となること。幼稚園・保育園の資格については、7時15分から8時30分まで保育園保育士免許、8時30分から14時までは幼稚園教諭免許、14時から18時30分までは保育士免許が必要となるため、保育士確保が難しいことも考えられる。福田こども園では、全員の保育士が幼保両方の資格を保有しているが、両方の有資格者を確保することなど大変であるとのことでありました。

以上、幼保連携型認定こども園（磐田市立福田こども園）の概要を申し上げましたが、この視察においては、社会のニーズの多様化も含め、磐田市では幼稚園・保育園再編計画第2次計画（平成29年度から33年度まで）を示し、幼稚園・保育園の統合、園舎の新設も含め、教育環境、子育て支援の充実を進めている状況を知ることとなりました。

森町においても、教育環境・子育て支援は、人口減少対策の大きな問題となっていることは、既に認識の共有するところであります。

近隣市同様、研究を重ね、現状の改善を進める必要性を強く感じた視察研修となり、議会第一常任委員会として、引き続き調査・研究していくことを申し上げ、委員長報告といたします。

議 長 ( 山本俊康君 ) 以上で、常任委員会所管事務調査委員長報告を終わります。

日程第4、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果についての報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

また、議員派遣については、お手元に配布したとおり、議長において専決処分したので、報告いたします。

日程第5、議案第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただいま上程されました議案第1号「人権

擁護委員候補者の推薦について」提案理由の説明を申し上げます。本案は現在、人権擁護委員として活動されている佐藤多洋氏が平成30年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため献身的な活動をされております。

今回提案いたしました佐藤多洋氏は、現在1期目で、平成27年7月1日から人権擁護委員として、中立的立場に立って人権相談や啓蒙活動を積極的に行っていただいております。平成29年4月からは、袋井人権擁護委員協議会の副会長を務めておられます。

氏の経歴は添付の経歴書のとおりで、長年にわたり森町役場に奉職され、在職中は社会教育課長、総務課長等を歴任されて、本町の発展に尽力いただきました。

佐藤氏は、明朗・誠実な人柄で、地域の方々からの信頼も厚く、特に人権に関しましては、森町役場在職中より識見が高く、委員の



候補者として適任であると存じますので、推薦するものであります。  
なお、新たな任期は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、伊藤和子君。

5番議員 (伊藤和子君) 5番、伊藤です。今回の推薦に当たりまして、佐藤多洋氏は識見が高く、人格者であり、適任者であると説明を伺いました。確認のために伺わせていただきます。人権擁護委員の候補者選出に当たり、年齢制限があると聞いております。今回は再任ということですが、再任候補の場合もやはり年齢制限があると思うのですが、何歳くらいなのか、その点をお聞きします。お願いいたします。

議長 (山本俊康君) 住民生活課長。

住民生活課長 (幸田秀一君) 住民生活課長です。ただいまの再任の候補者の年齢制限ということですが、静岡法務局人権擁護課長通知によりますと、再任の候補者の年齢制限は75歳未満となっております。以上です。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は、起立願います。

- 議 長 ( 起 立 全 員 )
- ( 山 本 俊 康 君 ) 起立全員です。
- したがって、議案第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり推薦することに決定しました。
- 日程第6、議案第2号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- 議 長 ( 職 員 朗 読 )
- ( 山 本 俊 康 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町長、太田康雄君。
- 町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第2号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。
- 消防団員の公務上の災害等に対する損害補償につきましては「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」において、損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象を、給与法で定める扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定めるとされているところでございます。
- 今回の改正は、平成28年11月の「一般職の職員の給与に関する法律」の改正に基づき、平成29年度から平成30年度にかけて扶養手当の支給額が段階的に改定されたため、平成30年4月1日から施行される「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」の補償基礎額の加算額が改定されたことに伴い、当該法令を引用する森町消防団員等公務災害補償条例につきましても、所要の条例整備を行い、同様に給付水準を確保するものでございます。
- また、今回の改正に合わせて、送り仮名等の字句の修正を併せて改正させていただくものでございます。以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。
- 議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 日程第7、議案第3号「森町国民健康保険

条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第3号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は、平成30年度から県と市町が共同で国民健康保険の運営を行うことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、第1章で規定している「町が行う国民健康保険」について、県が共同の保険者となることから「町が行う国民健康保険の事務」に改めるものです。また、第2章で規定している「国民健康保険運営協議会」につきましては、静岡県においても国民健康保険運営協議会が設置されたことに伴い、明確化するため「森町国民健康保険運営協議会」に改めるものです。

さらに、引用法令に条ずれが生じているため、修正を行うものがあります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 日程第8、議案第4号「森町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第4号「森町国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は、平成30年度から県と市町が共同で国民健康保険の運営を行うことに伴い、所

要の改正を行うものです。

現在、当該基金は療養の給付等の支払について、不足が生じた場合の資金に充てるため、設置しております。平成30年4月以降は、療養の給付等に係る費用が、全額県から交付されることになることから、支払に不足が生じることがなくなります。

そのため、条例の名称を「森町国民健康保険事業基金条例」とし、第1条を国民健康保険事業の健全な財政運営に資するためとするものであります。

また、第2条につきましては、現在療養の給付等の支払に不足が生じた場合を想定した基準であるため「積立額は予算に定める」に改めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 山本俊康君 ) 日程第9、議案第5号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただいま上程されました議案第5号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は、平成30年4月1日から「高齢者の医療の確保に関する法律」第55条の2が適用されることに伴い、所要の改正を行うものです。

第55条の2の概要につきましては「国保で住所地特例が適用されている被保険者が、後期高齢者医療の資格を取得した場合、後期高齢者医療においても住所地特例が適用される」というものです。

住所地特例とは、被保険者が介護施設等に入所し、施設の所在地の市町村に住所を異動した場合、住所を異動する前の市町村が引き続き保険者となる特例措置をいいます。

改正内容につきましては、第2条で規定している「保険料を徴収すべき被保険者」に法第55条の2により住所地特例が適用される被保険者を追加するものです。さらに、第2項において準用の規定がされておりますので、必要な文言の追加を行うものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 山本俊康君 ) 日程第10、議案第6号「森町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただいま上程されました、議案第6号「森町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、森町が有する3つのデイサービスセンターにおいて、施設利用者の介護保険法に基づく利用料金について定めるとともに、施設管理者及び利用者に対する施設の損害賠償の義務及び指定管理者の職員等の守秘義務の規定について新たに追加するものがあります。

これは、三倉、森及び園田デイサービスセンターの3施設の指定管理が平成30年3月31日をもって終了し、新たに4月1日から指定管理者を指定するに当たり、町と指定管理者との責任区分の明確化及び指定管理者の個人情報の取扱いの徹底を目的とするものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 山本俊康君 ) 日程第11、議案第7号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第7号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年度から平成32年度までの3年間の第7期介護保険事業計画期間における、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の額の改定であります。

この保険料額は、第7期事業計画期間において推計される保険給付費等に基づき保険料の額を算定しております。所得段階の第5段階の一月あたりの額を保険料基準額としまして、現行の6,200円から650円増の6,850円とし、年額では82,200円とするものであります。

なお、この保険料の改定につきましては、森町高齢者保健福祉計画審議会にお諮りし、承認をいただいておりますことを申し添えます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 日程第12、議案第8号「森町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました、議案第8号「森町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について」提案理由の説明を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係

法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が、平成30年4月1日から市町村に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援事業等の基準について「厚生労働省令」で定める基準に従い、居宅介護支援事業に従事する従業員の人員及び事業の運営に関する基準について、新たに制定するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第13、議案第9号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました、議案第9号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業の事業所の指定等の事務が市町村に移譲されることに伴い、その指定・更新申請事務に関する手数料を徴収するため、改正するものであります。

また、既に指定等の事務が市町村に移譲されている地域密着型サービス事業、平成30年3月31日をもってみなし指定期間が終了する総合事業につきましても、併せて指定・更新申請事務に関する手数料の徴収を開始するものであり、これは西部地域7市1町で同様の取扱いとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 ( 山本俊康君 ) 日程第14、議案第10号「森町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただいま上程されました、議案第10号「森町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

土地改良法等の一部を改正する法律(平成29年法律第39号)が平成29年5月26日に公布され、土地改良法「第113条の2」が「第113条の3」に変更されました。それに伴い、土地改良法を引用する、森町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例、第2条第3項の中の、土地改良法「第113条の2」を「第113条の3」に変更するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 山本俊康君 ) 日程第15、議案第11号「森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただいま上程されました、議案第11号「森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

平成32年度からの新学習指導要領完全実施に伴い、新たな外国語教育が始まります。小学校3・4年生では、外国語活動が実施され



「外国語を通じて言語やその背景にある文化の多様性を尊重し、相手に配慮しながら、聞いたり話したりすることを中心にしたコミュニケーション能力の素地を養う」ことが目標とされています。また、5・6年生では、英語が教科となり、3・4年生の指導内容に加え、「読んだり書いたりすることについての態度の育成も含めたコミュニケーション能力の基礎を養う」ことが目標として掲げられています。

現在、森町における英語教育につきましては、外国の人とコミュニケーションが取れたり、国際理解を深めたりすることができる力を養うため、民間業者に委託して、全幼稚園・全小学校を担当する外国語指導助手、いわゆるALTを1名配置しています。また、中学校につきましては、町直接雇用で1名のALTが、中学校3校を担当しています。

新学習指導要領の本格実施に向けて、本年度、小学校1年生からDVD教材を使った英語学習を行い、スムーズな導入ができるよう努めていますが、基本的に小学校教諭は英語の教科の免許を持っていないため、発音等でALTの活用は必要不可欠となっています。

また、授業の質の向上、専門性が求められることを考えますと、学級担任をサポートし、生きた英語を提供してくれる外国人の授業支援は、大変重要なものとなっています。

本町においては、平成30年度から新学習指導要領を先行実施していくため、小学校においては、3・4年生で外国語活動の時間が35時間、5・6年生では、教科として英語の時間が70時間に増えることとなりますので、現在のALT1人では全学年の授業を担当することは大変難しくなっています。

そこで、新たに国（総務省・外務省・文部科学省）が、自治体国際化協会に委託して行っているJETプログラム「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用して、ALTを更に配置したいと考えております。

特別職の職員で非常勤のものについては、報酬及び費用弁償の額

並びにその支給方法を条例で規定する必要があるため、本条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 山本俊康君 ) 日程第16、議案第12号「森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただいま上程されました、議案第12号「森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を申し上げます。本案は、現行の第6条に規定する「利用料の納付」を、2つの条文に分け、第6条を「利用料」に、第7条を「利用料の納付」とし、さらに、「利用料」を規定する第6条に新たに第2項を設け、自費のサービス利用料が設定できるよう条文を追加するものであります。

高齢化の進展とともに、在宅療養の利用者は今後、ますます増加することが予想されます。訪問看護サービス拡大を求める利用者のニーズに応えるため、保険利用以外の新たな「自費」による生活支援サービスを展開できるよう、改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 山本俊康君 ) しばらく休憩をいたします。

( 午前10時22分 ~ 午前10時30分 休憩 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第13号「平成29年度森町一般会計補正予算(第8号)」から日程第21、議案第17号「平成29年度森町病院事業会計補正予算(第2号)」まで議案5件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 町長、太田康雄君。

( 太 田 康 雄 君 ) ただいま一括して上程されました、議案第13号から議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、議案第13号「平成29年度森町一般会計補正予算（第8号）」について、提案理由の説明を申し上げます。本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ198,354千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,660,214千円とするものであります。

10ページ、第2表、繰越明許費につきましては、各種事業の進捗状況に基づきまして、平成30年度に繰り越す事業及び金額でございます。

11ページ、第3表、地方債補正につきましては、農地事業費の県営農地整備事業（経営体育成型）の負担金の減額、及び、道路新設改良費の防災・安全交付金（舗装修繕）の事業費減額による公共事業等の減額であります。また、補正予算第4号でお認めいただきました、国庫補助を受けて実施しております準用河川大洞院川の災害復旧事業の、実施設計に係る経費について起債対応するため、公共土木施設災害復旧の増額をするものであります。

さらに、臨時財政対策債につきましては、本年度の発行可能額の算定結果を受け、減額をするものであります。以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

11・12ページ、2款1項1目、一般管理費8,588千円につきましては、平成30年度の組織機構改革に伴い必要となる課名表示板等の作製、また、新たに定住推進課を現在の建設課のフロアに設置するため、OAフロア化するとともに、電話や電気、LANケーブル等を引き直すための修繕費、及び諸備品購入費であります。

5目、財産管理費115,947千円のうち、財政調整基金積立金1,400

千円につきましては、基金の一部を国債で運用しておりますが、その運用益が予定額を上回る見込みとなりましたので、歳入に計上し、併せて同基金に積み立てるものであります。環境保全基金積立金1,120千円につきましては、歳入で受け入れます再商品化合理化拠出金配分金、及び、ペットボトル有償入札拠出金配分金を基金に積み立てるものであります。

ふるさと応援基金積立金10,999千円につきましては、本年度いただきました「ふるさと応援寄附金」の一部を基金に積み立てるものでございますが、寄附の見込額及び、返礼品等の費用を見直したことで等により、積立見込額を増額するものでございます。

また、企業立地推進基金積立金102,428千円につきましては、町有地の売払代であります2,428千円を積み立てるものと、将来の企業誘致対策のために、新たに100,000千円を基金に積み立てるものでございます。

2項1目、企画総務費8,305千円につきましては、ふるさと応援寄附金の見込増額に伴い、委託料等を増額するものでございます。

13・14ページ、3項2目、賦課徴収費19,875千円につきましては、町内大手法人の法人町民税の更正請求を受け、納めるべき税額が減額となり、還付が生じることとなったことから、還付金を計上するものでございます。

3款1項7目、臨時福祉給付金給付事業費10,143千円につきましては、平成27・28年度に全額国庫補助を受けて取り組みました、臨時福祉給付金給付事業の精算に基づく国への返還金であります。

2項2目、児童措置費2,411千円につきましては、平成28年度に実施しました、放課後児童クラブや子育て支援事業等の精算に伴う国及び県への返還金でございます。

15・16ページ、3目、児童福祉施設費3,398千円の減額につきましては、町内3つの小学校で実施しております放課後児童クラブの指導員賃金を、今年度の実績見込みにより減額するものでございます。

4款1項6目、診療所費70,000千円につきましては、森町病院の経営基盤の強化のため、繰り出しを行うもので、今年度の繰出金は総額で510,000千円でございます。

6款2項2目、農地事業費4,200千円の減額につきましては、県営農地整備事業（経営体育成型）「とうもろこしの里」負担金が、予定額を大きく下回る見込みとなることから、減額するものであります。

17・18ページ、8款2項3目、道路新設改良費26,385千円の減額のうち、県単事業負担金5,700千円の減額につきましては、予定をしておりました事業が、国庫補助を受けて実施することとなり、町の負担金が生じなくなったこと等により、減額をするものであります。また、防災・安全交付金（舗装修繕）20,685千円の減額につきましては、太田川右岸堤防道路の舗装改修工事の、交付金の交付決定額が低く、改修工事が一部の実施となったことから減額するものでございます。

9款1項1目、常備消防費2,195千円の減額につきましては、袋井市森町広域行政組合消防分担金に係る、分担率の見直し等に伴う精算による減額でございます。

5目、災害対策費3,348千円の減額につきましては、本年度導入を予定しておりました「対策本部災害情報共有システム」でございますが、導入システムの選考を行ってまいりましたが、県の指導の下実施しました対策本部運営訓練や、町独自の訓練等を行う中で、研究・検討に時間を要することとなり、次年度の導入としたいため、本年度分を減額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、6款1項1目、地方消費税交付金16,000千円につきましては、年4回交付を受けておりますが12月交付分までの状況より、予定額を上回る実績見込みとなりましたので、増額計上するものでございます。

8款1項1目、自動車取得税交付金5,000千円につきましては、

県税であります自動車取得税が各自治体の道路延長等により配分され、年3回交付を受けておりますが、12月交付分までの状況により、予定額を上回る実績見込みとなりましたので、増額計上するものでございます。

9款1項1目、地方特例交付金4,000千円につきましては、いわゆる住宅ローン減税分に対する補填としての交付を受けているものであります。交付実績が予定額を上回る交付見込となりましたので、増額計上するものでございます。

10款1項1目、地方交付税100,000千円につきましては、所得税や法人税の減収等により、予定額を上回る見込みとなりましたので、増額計上するものでございます。

14款2項5目、土木費国庫補助金15,730千円の減額につきましては、道路新設改良費、防災・安全交付金（舗装修繕）事業に係る国庫補助金であります。交付決定額に合わせて減額をするものでございます。

7・8ページ、16款1項2目、利子及び配当金1,400千円につきましては、財政調整基金の一部を国債で運用しておりますが、その運用益が予定額を上回る見込みとなりましたので、増額するものであります。

2項1目、不動産売払収入2,428千円につきましては、普通財産であります陸実地内の赤線の売払い代でございます。歳入に計上し、企業立地推進基金に積み立てるものであります。

17款1項2目、総務費寄附金10,000千円につきましては、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税でございますが、本年度の見込みが伸びておりますので、増額するものでございます。

3目、教育費寄附金1,146千円につきましては、藤本商会の藤本氏よりいただきました寄附金でございます。こちらの寄附金を用いまして、小中学校に図書を購入することとしております。

18款1項1目、特別会計繰入金6,301千円は、平成28年度の介護保険特別会計の、給付事業等の実績に基づく精算金の受入れであり

ます。

2項1目、財政調整基金繰入金100,000千円の減額につきましては、本年度の財源見通しが立ったため、基金取崩を一部とりやめることといたします。

9・10ページ、19款1項1目、繰越金200,733千円は、財政調整基金の取崩の一部とりやめや財源調整に係る、前年度繰越金であります。

20款3項4目、雑入9,692千円のうち、民生費雑入8,572千円につきましては、平成28年度の静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴う返還金の受入れでございます。

衛生費雑入1,120千円につきましては、容器包装のリサイクルに係る拠出金に対する配分金である、再商品化合理化拠出金配分金453千円と、廃ペットボトルが市場で高値取引されるようになったことから、再商品化事業者から支払われる、いわゆる有償入札に係る配分金である、ペットボトル有償入札拠出金配分金667千円を、それぞれ公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から受け入れるものであります。

21款1項1目、農林業債3,800千円の減額につきましては、県営農地整備事業（経営体育成型）負担金の減額に伴う公共事業等債の減額であります。

2目、土木債12,100千円の減額につきましては、防災・安全交付金（舗装修繕）事業に係る、公共事業等債を減額するものでございます。

5目、臨時財政対策債28,270千円の減額につきましては、本年度の臨時財政対策債発行可能額の算定の結果、可能額が見込みを下回ったため、減額するものでございます。

6目、災害復旧債4,000千円につきましては、国庫補助を受けて実施しております、準用河川大洞院川災害復旧事業の、実施設計に係る経費について、現年発生公共土木施設単独災害復旧事業として、財源を確保するものであります。

以上が、議案第13号「平成29年度森町一般会計補正予算（第8号）」についての概要でございます。

次に、議案第14号「平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ559千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,349,219千円とするものであります。以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページをご覧ください。2款1項1目、一般被保険者療養給付費40,000千円につきましては、1月支払分までの実績を基に推計した年間の給付額に対し、予算に不足が生じる見込みがあるため、追加計上するものであります。

2目、退職被保険者等療養給付費40,000千円の減額につきましては、1月支払分までの実績を基に推計した年間の給付額に対し、予算に余剰が生じる見込みがあるため、減額するものであります。

4款1項1目、前期高齢者納付金10千円につきましては、確定した納付金額に対し、予算に不足が生じたため、追加計上をお願いするものであります。

11款1項3目、償還金549千円につきましては、平成28年度の実績に基づく精算で、療養給付費等国庫負担金と、特定健診に係る国・県負担金をそれぞれ返還するものであります。

次に、歳入について申し上げます。5・6ページをご覧ください。

3款1項1目、療養給付費等負担金12,800千円と、6款2項1目、県調整交付金2,400千円につきましては、歳出の一般被保険者療養給付費に係る法定負担分であります。

4款1項1目、療養給付費等交付金40,000千円の減額につきましては、退職被保険者等療養給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金を、歳出の減額に伴い減額するものであります。

10款1項2目、その他繰越金25,359千円につきましては、財源調整のため計上した前年度繰越金であります。



以上が、議案第14号「平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。

次に、議案第15号「平成29年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265,260千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,476,123千円とするものであります。以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、7款1項2目、償還金258,959千円につきましては、平成28年度の介護給付費等に係る国・県の負担金の精算に伴う返還金であります。

3項1目、一般会計繰出金6,301千円につきましては、平成28年度の介護給付費等に係る町の負担金の精算に伴う繰出金であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、1款1項1目、第1号被保険者保険料13,000千円につきましては、65歳以上の被保険者の方の保険料でございますが、年金から天引き納付いただいております、特別徴収分の収納額が、予定額を上回る見込みであることから、増額計上するものであります。

3款2項1目、調整交付金2,800千円につきましては、保険給付費等に係る国の補助金の増加見込み分であります。

4款1項2目、地域支援事業支援交付金1,529千円につきましては、平成28年度の地域支援事業費の精算に伴い、社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金であります。

8款1項1目、繰越金243,829千円につきましては、歳出予算の補正財源としての計上であります。

10款3項2目、返納金2,889千円につきましては、医療法人豊岡会からの、不正請求に伴う返納金であります。今回、繰り上げて返納いただくこととなりましたので、計上するものでございます。

3目、雑入1,213千円につきましては、袋井市森町介護認定審査会負担金の、平成28年度の精算に伴う返還金であります。

以上が、議案第15号「平成29年度森町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の内容でございます。

次に、議案第16号「平成29年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費を計上するものでございます。

現在増設している森町浄化センター建設事業につきましては、平成28年度から30年度までの3年間の工期で、日本下水道事業団に委託し、建設工事・電気設備工事・水処理設備工事をそれぞれ進めております。このうち、平成29・30年度の2箇年で実施しています水処理設備工事については、本年度内に予定していた出来高まで達することが困難な状況となったことから、事業費の一部である1款2項1目、下水道建設事業費31,000千円を平成30年度に繰り越すものでございます。

工事遅延の理由としては、水処理設備の一部の部品について、海外から製造工場への調達が遅れたことによるものでございます。

以上が、議案第16号「平成29年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。

最後に、議案第17号「平成29年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明を申し上げます。

1ページ、補正予算第2条につきましては、当初予算第2条第3号に定めた「主要な建設改良事業」の予定量のうち、「イ．設備更新」14,812千円を2,932千円に、「ロ．医療機器購入」22,680千円を15,336千円に、「ハ．備品購入」4,195千円を2,222千円に、「ニ．車両購入」1,010千円を300千円に改め、「ヘ．無形固定資産購入」4,524千円を削るものであります。

第3条では、補正前予算第3条に定めた「収益的収入及び支出」の予定額のうち、収入の医業外収益を70,000千円増額し、364,278

千円とし、病院事業収益の予定額を2,826,399千円とするものであります。

また、第4条では、当初予算第4条に定めた「資本的収入及び支出」の予定額のうち、収入の企業債を24,900千円減額し、16,600千円とし、資本的収入の予定額を200,965千円とするものであります。また、支出の建設改良費を26,431千円減額し、22,094千円とし、資本的支出の予定額を323,434千円とするものであります。

それでは、補正額の明細書により補正の概要を申し上げますので、8ページをご覧ください。「収益的収入及び支出」の収入であります。医業外収益70,000千円の増額につきましては、3月に企業債元利償還金の支払が予定されており、経営安定化のための運営資金として、一般会計繰入金70,000千円を他会計負担金として計上するものであります。

次に「資本的収入及び支出」の支出であります。建設改良費26,431千円の減額につきましては、更新を予定しておりました「設備」「医療機器」「備品」「車両」「無形固定資産」について、設備の空調機器が修理により継続使用が可能となったことや、医療機器の更新見直し、訪問看護用車両を次年度以降の更新としたこと等により、減額するものであります。

また、収入につきましては、建設改良費の財源として計上しておりました企業債を24,900千円減額し、16,600千円とするものであります。

以上が、議案第17号「平成29年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」の概要でございます。

ただいま、議案第13号から議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（山本俊康君）日程第22、議案第18号「公の施設の指定管理者の指定について（森町吉川キャンプ場）」から、日程第26、議案第22号「公の施設の指定管理者の指定について（森町園田デイサービスセンター）」まで議案5件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 町長、太田康雄君。

( 太 田 康 雄 君 ) ただいま一括上程されました、議案第18号から議案第22号までの「公の施設の指定管理者の指定について」提案理由の説明を申し上げます。

はじめに議案第18号「森町吉川キャンプ場」及び議案第19号「森町天方宿泊施設」の指定管理者の指定について申し上げます。

森町吉川キャンプ場及び森町天方宿泊施設は、平成27年4月から指定管理者制度により株式会社アマガタと管理に関する協定を締結し、適切に管理が行われてまいりました。基本協定期間が3年間であり、本年3月末で期間満了となるため、指定管理者候補者の募集を一括して公募形式で実施したところ、株式会社アマガタ1社からの応募がありました。今回の指定管理者の選定に当たり、指定管理者選定委員会を開催して審査を受けた結果、株式会社アマガタは、これまで運営してきた経営ノウハウがあり、今後も地域に根ざした安定した管理を行うことが期待できることから、指定管理者としてふさわしいと考えられるとの意見をいただきました。

つきましては、指定管理者として株式会社アマガタを指定いたしたく議会の議決をお願いするものであります。なお、指定期間については、両施設とも平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

次に、議案第20号から議案第22号までの森町三倉デイサービスセンター、森町森デイサービスセンター、森町園田デイサービスセンターの3つの施設の指定管理者の選定について申し上げます。

この3つのデイサービスセンターは、平成27年4月1日から3年間、指定管理者制度により社会福祉法人森町社会福祉協議会に指定してきましたが、本年3月末に指定管理期間が切れることから、3施設を一括公募いたしましたところ「森町森50番地の1、社会福祉

法人森町社会福祉協議会」の1法人から申請がありました。

今回の指定管理者の選定に当たり、指定管理者選定委員会を開催し、申請書類に基づき事業所の運営状況等についてヒアリングを行い審議をした結果、森町社会福祉協議会が、これまで長期にわたりデイサービスセンターの運営を適切に行っている事業所であること。また、指定管理者として運営してきた中で、事業計画書に沿った安定した経営を行い、通所者からも信頼を得ていることなどから、指定管理者として適切に管理を行うことができると認められる。との意見をいただきました。

また、3つのデイサービスセンターの中で、三倉デイサービスセンターは、山間地域の送迎問題もあり、経営的には厳しい状況ではありますが、他の施設と同様に公平にサービスを提供する、公共性を持った組織である森町社会福祉協議会が、適切に管理を行うことができると判断いたしました。

つきましては、指定管理者として「社会福祉法人森町社会福祉協議会」を指定いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

なお、指定期間については、3つのデイサービスセンターともに平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

以上、申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第27、議案第23号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました、議案第23号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由の説明を申し上げます。本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、当該辺地の公共的

施設を整備促進するために必要な財政上の特別措置として、辺地対策事業債の借入を受けるため、議会の議決を経て総合整備計画を変更し、総務大臣に提出するものであります。

今回の変更は、大久保辺地域における総合整備計画に、町道風久保田能線改築事業を追加するものでございまして、事業費に21,000千円を追加し、全体事業費を126,000千円とするものでございます。なお、計画年度は現計画の平成29年度から33年度で変更はございません。

追加いたします町道風久保田能線改築事業につきましては、幹線道路である県道袋井春野線から田能地区集落に直結する道路であり、田能地区住民の生活道路として重要な道路であります。しかしながら、現況道路の一部区間の幅員が狭く、縦断勾配が急勾配で、道路が急激に曲がっているため見通しが悪く、落ち葉や冬期の路面凍結による事故や、路肩への脱輪が危惧される箇所であり、地元からも強い要望をいただいております。

このため、早急に整備し、地域住民が安心して通行できる道路とするものであります。なお、事業費の全額を辺地対策事業債として借入を受けるものであります。

また、本議案上程のための県知事との事前協議につきましては、12月15日付けで「異議なし」との回答を得ております。

本計画変更につきまして、議会の議決を得たく提案するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 山本俊康君 ) 日程第28、議案第24号「平成30年度森町一般会計予算」から日程第37、議案第33号「平成30年度森町病院事業会計予算」まで議案10件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) 本日、平成30年3月森町議会定例会を開会

していただき、平成30年度当初予算の議案を提出するに当たり、その概要をご説明申し上げますとともに、平成30年度の町政運営に対する基本方針について、所信の一端を申し述べる機会を得ましたことを、大変嬉しく思っているところであります。また、議員の皆様方におかれましては、国、地方を通じて厳しい経済・財政状況の中、地方創生の推進、住民の暮らしの安全確保等に対し、多大なるご尽力を賜っておりますことをまずもって厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度の日本経済の状況をみますと、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いており、海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。政府は、持続的な経済成長の実現に向け、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成29年12月8日に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定するとともに、あわせて、追加的財政需要に適切に対処するため、平成29年度補正予算を編成したところであり、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれているところであります。

また、物価の動向をみますと、原油価格の上昇の影響等により、消費者物価の総合指数は前年比で上昇しております。これらの結果、平成29年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.9パーセント程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は2.0パーセント程度と見込まれており、また、消費者物価の総合指数は0.7パーセント程度の上昇と見込まれているところであります。

こうした中、平成30年度の国の一般会計予算案は、予算規模にして97兆7128億円と、前年度当初予算に対して2581億円、0.3パーセントの増加となっております。政府は、この予算案につきまして、「経済・財政再生計画」の集中改革期間の最終年度の予算として、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算」と位置づけており、

600兆円経済の実現を目指すべく「財政健全化」の取組を強化しつつ「新しい経済政策パッケージ」に基づき、人工知能「AI」やモノのインターネット「IoT」など、生産性を劇的に押し上げるイノベーションを実現する「生産性革命」、及び、幼児教育の段階的無償化や介護人材の処遇改善など、社会保障制度を全世代型へ転換する「人づくり革命」を車の両輪とし、2020年度までの3年間を集中投資期間として取り組んでいくこととしています。

そして、平成30年度の地方財政計画につきましては、東日本大震災分を除く通常収支分におきまして、地方税は、39兆4294億円、前年度比プラス0.9パーセント、地方交付税は、16兆85億円、前年度比マイナス2.0パーセントと見込む一方、投資的経費につきましては、11兆6180億円と前年度比プラス2.3パーセントと見込むなど、その歳入歳出規模を86兆8973億円、前年度比プラス0.3パーセントとしております。

他方、県におきましては「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～世界の静岡のスタートダッシュ～」を掲げ、一般会計予算総額を、対前年度比マイナス1.5パーセントの1兆1872億円としております。歳入では、県税につきましては、個人県民税が前年度から減少するものの、輸出関連業種を中心とした企業収益の改善による影響等により法人2税が増加するほか、地方消費税、自動車税等の増加も見込まれることから、対前年度比プラス0.2パーセントとしております。また、歳出では、静岡県の新ビジョン「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』の人づくり・富づくり」を、スタートダッシュで一気に展開するため、生産性の高い持続可能な行財政運営に取り組む一方で、人づくり・富づくりのために重点的に取り組むこととしており、投資的経費につきましては、対前年度比プラス2.9パーセントの1741億1300万円を計上しております。

こうした中であって、本町といたしましても、国・県の施策に注視しつつ、将来にわたって安定的な行財政運営をしていくため、より一層の財政の健全化に努めるとともに、森町の地域特性や可能性



を生かした地方創生に取り組み、地域資源を活かした、まちづくりを推進してまいります。

平成30年度は、平成29年3月に策定した、本町のまちづくりの指針となる「第9次森町総合計画」において、まちの将来像を「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」と定め、「人の輪」「対話」「調和」の3つの基本理念を踏まえた、次世代の森町づくりを進めるため、引き続き、町民と行政が一体となった、様々な施策の取組に着手してまいります。

また、「第9次森町総合計画」の計画的な推進に当たっては、本年度において、第4次森町行財政改革大綱を策定した上で、それに基づく、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とする第3次森町行財政改革プランを策定し、持続可能な行財政運営を目指すとともに、新たな行政課題に、迅速かつ的確に対応するための体制づくりとして、本年4月1日において、役場組織の改編を行うこととしております。

さらに、活力ある森町の未来を築いていくためには、国と地方が一体となって施策に取り組む必要があり、地方が成長することが、すなわち国全体の成長につながるものと考えておりますことから、引き続き、町長として、国や県に対して、森町の活性化につながる積極的な施策の推進を、強く働きかけてまいりたいと考えております。そして、森町が将来にわたり住み良いまちとなるよう、今後も、町民の皆様の英知とご支援・ご協力をいただきながら、誠心誠意、取り組んでまいりたいと考えております。

以上の点を踏まえまして、平成30年度当初予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に議案第24号一般会計予算についてでございます。参考資料平成30年度森町当初予算（案）概要も併せてご覧ください。

予算規模は、7,218,000千円と、前年度当初予算に対して220,000千円、3.1パーセントの増加となっております。歳出においての主な増加要因といたしましては、企業誘致対策としての森町産業立地

事業費補助金事業、袋井消防署庁舎建設等に伴う袋井市森町広域行政組合分担金の増額やコミュニティ消防センター建設事業、障害児支援事業等の社会保障関連経費、公共施設個別施設計画の策定に加え、都市計画道路に係る予備設計業務や将来のまちづくりに向けた立地適正化計画及び都市計画マスタープランの策定業務に係る経費、小中学校における英語教育推進事業に係る経費や森中学校給食棟空調設備整備事業等の教育関係経費等によるものでございます。

一方、減少要因といたしましては、経済対策としての低所得者への臨時福祉給付金事業、小学校情報セキュリティシステム構築や工業団地基盤強化事業等の投資的経費が減少したことによるものでございます。

次に、マニフェストに掲げました3つの取り組みに沿いまして、主な事業を述べさせていただきます。

1点目の「人口減少に立ち向かう」につきましては、子ども・子育て支援として、児童手当支給事業、こども医療費助成、森っ子出産祝い金に加え、今年度から取り組んでいる、保育士の宿舎借上への支援や、認可外保育施設利用者に対する保育料助成に、引き続き取り組むことにより、保育士の働きやすい環境の構築を促進し、保育士の確保に取り組むとともに、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ってまいります。特に、乳幼児につきましては、保育における小規模保育所事業、幼稚園児につきましては、全園での預かり保育事業、小学生につきましては、小学校の空き教室を利用した放課後児童クラブ事業等を継続して実施していくことにより、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、少子化対策の一環として、不妊・不育症治療費に対する助成に加え、新たに、胎児の先天性風しん症候群を予防するための麻しん風しん混合ワクチンの任意予防接種事業についても実施するなど、妊娠から出産、育児に至るまで切れ目のない、子ども・子育て支援策に取り組むことにより、保護者の就労支援、児童等の健全な心身の発達への支援、及び多様な保育の促進等に努めてまいります。

さらに、教育関係におきましては、新たに、外国青年を招き、外国語教育を通して、今後の国際化社会に対応できる児童生徒を育成していくための英語教育の推進、不登校等で学校生活に適応できない児童生徒を支援するための居場所づくりと、保護者への相談業務を行う、不登校等教育支援センターの開設、及び、森小学校の一室を利用して、学習上又は生活上の困難を改善、克服し、自立を図るための指導を行う通級指導教室の開設に取り組むとともに、引き続き、災害発生時に避難所となる森中学校給食棟の空調機器整備を実施してまいります。

基盤整備関係におきましては、人口減少、少子高齢化社会を受けたコンパクトシティ形成のための立地適正化計画及び都市計画マスタープランの策定、新田赤松線等の予備設計費等、将来のまちづくりのための経費を計上するとともに、引き続き、上水道事業会計及び公共下水道事業特別会計への繰出金を計上し、上下水道施設等の整備に取り組んでまいります。

加えて、本予算では、新たに定住推進課を設け、移住や定住を推進するための経費に加え、住宅支援や空き家等の相談窓口の一本化を図るとともに、空き家・空き地バンクを活用した、空き家・空き地情報の発信に取り組むこととしております。

具体的には、地域おこし協力隊員の増員を図るための経費、移住・定住を推進するための事業や、移住イベントへの参加経費等を計上するほか、建築物等耐震診断の補助対象に、新たに非木造住宅及び工場・公民館等の住宅以外の建築物を追加するための経費を計上し、少しでも人口減少を抑制し、交流を盛んにして、移住・定住者を確保するための施策に取り組んでまいります。

2点目の「財源を確保する」につきましては、産業立地事業費補助金を計上し、町内への進出企業に対する用地取得費及び新規雇用に係る経費を補助することにより、企業誘致の促進を図ってまいります。また、引き続き、森町の特産品をPRし、地場産業の振興に寄与する森町へのふるさと納税を一層推進していくとともに、町

民の皆様の利便性向上を図るため、町税のコンビニ納付の導入にも取り組んでまいります。

一方、公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を長期的な視点で、計画的に行うことにより、財政負担の軽減及び平準化を図るため、公共施設個別施設計画の策定を進めていきたいと考えております。

また、農業関係につきましては、茶業等の農業振興、水田の暗渠排水の施工及び用排水路の改修事業等を実施する県営の農地整備事業への負担金、農業用施設の点検や長寿命化のための補修等の適切な維持管理、有害鳥獣対策にも引き続き、取り組んでまいります。

さらに、林業関係につきましては、各種補助事業を利用した間伐事業の促進を図るとともに、県営の大尾大日山線開設事業への負担金、林道の路面整備及び維持管理等にも引き続き、取り組んでまいります。

そして、観光関係につきましては、本年度に森町観光協会が作成した観光PRホームページについて、インターネットを利用した広告宣伝を行い、遠州の小京都・森町のPRに取り組んでいくための経費を計上するとともに、引き続き、東京都江東区で開催される「江東区民まつり」へ出展し、観光誘客の推進にも取り組んでまいります。

3点目の「人にやさしいまちをつくる」につきましては、快適な住環境の保全を図るため、防犯灯設置への補助、合併処理浄化槽への補助等につきまして、引き続き実施してまいります。特に、平成30年度においては、防災係を防災課とし、防災・減災対策の更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、災害発生時に避難所となる小学校、幼稚園への非常用給水タンクの整備等を引き続き実施するとともに、新たに、J-ALERTの新型受信機の導入、災害時における消防署との情報共有を行うためのシステム導入、コミュニティ消防センター建設、指定避難所のAED更新等に取り組んでまいります。そして、引き続き、協働まちづくり推進事業費を計上するとともに、天竜浜名湖鉄

道の軌道敷の法面等の美化活動等への支援として、レールフレンドシップ事業を実施し、協働意識の高揚を図ってまいります。

さらに、天竜浜名湖鉄道への助成、三倉・天方地区での自家用有償旅客運送バス運行事業及び民間バス路線への支援を引き続き実施するとともに、遠江一宮駅の駅前広場の舗装工事を実施し、一層の地域公共交通の確保に努めてまいります。

一方、心身障害児の療育推進及び保護者の養育負担の軽減として、障害児への支援を引き続き実施するとともに、福祉施設への通所に係る費用の助成を見直すことに加え、新たに、三倉デイサービスセンター空調機器の更新に要する経費、重度身体障害者への住宅改造費に対する補助に要する経費等を計上しており、障害者等がより身近な所で支援を受けられる環境づくりに取り組んでまいります。また、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業、インフルエンザなどの予防接種事業、及び高齢者肺炎球菌予防接種事業等を継続して実施することにより、お達者度の高い、人にやさしいまちづくりを推進してまいります。

加えて、図書館におきましては、新生児を対象として、6箇月児相談時等に絵本を読んで渡し、赤ちゃんに愛情に満ちた言葉をかけるきっかけをつくることにより、赤ちゃんを心豊かに育て、ひいては子どもの読書推進に取り組む、ブックスタート事業に、新たに取り組んでまいります。

また、国民健康保険や介護保険等の特別会計の健全運営に係る繰出金等を計上するとともに、森町病院につきましては、地域医療の充実のために、第4次公立森町病院経営改革プランに基づき、より一層の病院経営の改革と家庭医療クリニックの安定的な経営を図ってまいりたいと考えております。

次に、これらを賄う財源の主なものについて、ご説明申し上げます。まず、自主財源の大半を占める町税についてであります。地方財政計画の見込み、企業業績の状況等を考慮し、個人町民税は対前年度と同額の850,000千円とし、法人町民税につきましても、本

年度の実績等を考慮し、対前年度と同額の120,001千円とし、固定資産税につきましては、評価替え等による影響を考慮し、対前年度比マイナス3.0パーセントの1,119,000千円とし、町税全体では対前年度比マイナス1.5パーセントの2,310,058千円といたしました。

地方交付税につきましては、今年度の算定額を基に、公債費の増加及び税収の減少等を考慮し、対前年度比130,000千円増の1,500,000千円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては、臨時福祉給付金事業や社会資本整備総合交付金事業の減等により、全体で1,031,369千円、前年度比29,141千円の減、マイナス2.7パーセントの計上となっております。

また、ふるさと納税推進による寄附金を対前年度比10,000千円増の70,000千円といたしました。他方、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を対前年度と同額の400,000千円計上したほか、減債基金繰入金70,000千円、企業立地推進基金繰入金39,926千円など、対前年度比120,131千円増の548,094千円といたしました。

町債につきましては、有利な交付税措置のある緊急防災・減災事業債36,600千円を活用し、消防団コミュニティ施設建設事業や森中学校給食棟空調設備整備事業に取り組むほか、工業団地基盤強化に係る社会資本整備交付金事業、通学路安全対策や橋梁長寿命化等に係る防災・安全交付金事業、町単独道路改良事業等を推進するとともに、臨時財政対策債350,000千円を含め、対前年度比53,100千円減の571,200千円としています。

次に、議案第25号から議案第33号までの特別会計予算でございますが、議案第25号国民健康保険特別会計予算では、平成30年度から、県が財政運営の責任主体となり、市町とともに国民健康保険の運営を担うという大きな制度改革が実施されることから、予算総額は、2,084,736千円で、対前年度比マイナス11.2パーセントの計上となっております。

主な変更点につきましては、歳入において、保険給付費を支払うための財源となる保険給付費等交付金が、県から全額交付される一

方で、国庫支出金、前期高齢者交付金、退職者の療養給付費交付金は、県の事務となることから、予算項目から削除されております。また、歳出におきましては、保険税等を県に納付する国民健康保険事業費納付金が新設される一方で、医療費にかかる再保険としての共同事業は、財政運営の主体が県となったことから廃止となっております。

このような状況の中、国民健康保険税は、平成30年度も前年度と同様の税率とし、医療費の適正な取り組みを推進し、安定的で持続可能な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第26号後期高齢者医療特別会計予算では、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度を運営するため、医療機関の窓口で支払う分を除き、公費が約5割、現役世代が約4割を負担し、残りの約1割を被保険者から保険料として徴収し、後期高齢者医療制度の運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、予算総額は、204,192千円で、対前年度比プラス2.8パーセントの計上となっております。

次に、議案第27号介護保険特別会計予算でございますが、予算総額は2,258,992千円で、対前年度比プラス3.1パーセントの計上となっております。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料は、対前年度比プラス5.6パーセントの473,415千円の計上となっております。また、国・県等の支出金は、保険給付費及び地域支援事業費に係る、それぞれの負担割合を乗じて計上しております。

歳出では、全体の92.6パーセントに当たる保険給付費につきまして、前年度の推移に伴う増加を見込んだ2,090,972千円と、地域支援事業に係る事業費として128,271千円の予算計上となっております。

次に、議案第28号公共下水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ857,606千円で対前年度比マイナス10.7パーセントの計上となっております。マイナスにな

った主な要因は、森町浄化センター増設事業について、建設工事が平成29年度で終了し、工期の最終年度となる平成30年度は、水処理設備工事・電気設備工事の2本となることなどによるものでございます。

歳入の主なものとしまして、水の安全・安心基盤整備総合交付金、一般会計繰入金、町債、受益者負担金と下水道使用料等でございます。歳出の主なものとしましては、人件費4名分を含む事務的経費、森町浄化センター維持管理業務委託料と浄化センター建設事業委託料、汚水管渠実施設計業務委託料と築造工事費、この工事に関わる上水道管補償費及び町債元利償還金等でございます。

その他、議案第29号大久保簡易水道事業特別会計予算、議案第30号三倉簡易水道事業特別会計予算及び、議案第31号大河内簡易水道事業特別会計予算とも事業執行に必要な経費を計上させていただき、住民サービスの向上と本会計の趣旨にそった健全経営に努めてまいります。

次に、議案第32号水道事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出の総額は646,900千円で、対前年度比プラス26.0パーセントの計上となっております。主な増加要因としましては、南部送水ポンプ場、第1・第5水源及び関連する水道管等の廃止に伴う除却費を特別損失に計上したこと、並びに建設改良費の工事請負費の増額等でございます。

水道事業につきましましては、安心して飲むことができる水を安全かつ安定的に供給することが使命でございますので、健全経営が不可欠でございます。今後も引き続き最大の努力をしてまいります。

最後に、議案第33号森町病院事業会計予算でございます。「収益的収入及び支出」では、病院事業収益予定額を2,634,909千円、病院事業費用予定額を2,860,789千円と見込み、「資本的収入及び支出」では収入を366,753千円、支出を484,950千円と見込んでいます。

「収益的収入及び支出」では、病院事業費用予定額が病院事業収益予定額を225,880千円上回る収支不均衡の予算となっております。



入院患者数につきましては、平成28年度の病棟再編により、3つの病棟をそれぞれ、一般急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟に分けたことによる効果もあり、高い病床稼働率を維持し、前年度以上の患者数により、収益増となっております。

一方、外来患者数につきましては、減少傾向に加え、外来単価減により、収益は減少しております。なお、家庭医療クリニックにつきましては、開設後6年経過により認知度も高まり、在宅も含めた患者数の増加により、収益は年々増加傾向にあります。

森町病院を取り巻く状況を見ますと、医師確保につきましては、厳しい状況下ではありますが、引き続き内科医、整形外科医等の増員を図り、収益確保に向けた診療体制の構築に努めてまいります。また、看護師確保につきましては、年度末までの退職予定者に対し、東海アクシス看護専門学校卒の新規採用予定者による補充で満たされる予定となっております。

以上のことから、平成30年度におきましては、引き続き機能別の病棟運営を維持し、地域のニーズに応じた有効的な運用を図ることで、安定的な収益確保に繋げていきたいと考えています。第4次経営改革プランが2年目となり、より実効性の高いプランとなるよう、平成30年度以降も経営の安定を目指し、職員一同、一層努力してまいりますので、議員各位におかれましても、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

以上で、森町の平成30年度予算の概要の説明とさせていただきますが、1万9千人弱の町民の皆様と、これから生まれてくるお子さん、そして森町を訪れる方々が、いつまでも元気で健やかに森町で過ごしていただくことができるよう「第9次森町総合計画」の将来像に掲げた「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向け、全身全霊を傾けてまいり所存でございますので、議員各位のご理解・ご支援を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

議長 ( 山本俊康君 ) しばらく休憩します。

( 午前11時44分 ~ 午後3時57分 休憩 )

議長 ( 山本俊康君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月6日午前9時30分、本会議を開催し、議案に対する質疑及び委員会付託を行います。

なお、議案第13号から議案第17号の補正予算5件については、討論・採決まで行います。

本日は、これで散会します。

( 午後3時58分 散会 )